



## バス・ハイヤー共通利用券申請のお知らせ

6月1日(月)から申請の受け付けを開始しますので、下記要件を確認の上、申請してください。

郵送での申請や代理申請も受け付けていますので、極力外出を控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。申請書は町ホームページから印刷していただくか、下記担当まで連絡いただければ郵送で送付します。

7月1日に利用券の交付を希望される方は、6月19日(金)までに申請してください。それ以降については、順次送付します。

### ■対象者

#### 【高齢者バス・ハイヤー共通利用券】

※次の条件を満たす方

- 本町に居住する満70歳以上の方
- 対象者本人および世帯に属する者の住民税課税標準額が右の表に定める額を超えない方

#### 【障がい者(児)バス・ハイヤー共通利用券】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持者する方
- 上記手帳を所持し、高等養護学校に在学する方(親権者が町内に居住)
- 対象者本人および世帯に属する者の住民税課税標準額が右の表に定める額を超えない方
- ※第1種身体障害者手帳、療育手帳Aの所持者および7歳以上12歳未満の障がい児は、申請により介護者1人分が利用券の交付対象となります。
- ※6歳未満の障がい児は、介護者分のみが交付対象となります。

### ■利用できるバス・ハイヤー会社

バス 阿寒バス、くしろバス、根室交通  
(※釧路・根室管内の各路線)

ハイヤー等 西別ハイヤー

### ■利用金額 2万円

### ■有効期間 令和2年7月1日から令和3年6月30日

扶養親族等の数	住民税課税標準額の限度額	
	対象者本人	世帯に属する者
0人	1,600,000円	6,300,000円
1人	2,000,000円	6,600,000円
2人	2,400,000円	6,800,000円
3人	2,800,000円	7,000,000円
4人	3,200,000円	7,200,000円
5人	3,500,000円	7,400,000円
6人以上	以下400,000円 ずつ加算した額	以下250,000円 ずつ加算した額

### ■受給登録者証の交付

共通利用券を使用する際、受給登録者証の提示が必要です。

初めて申請される方は、顔写真(縦4センチ×横3センチ)の提出が必要です。なお、現在受給者証の交付を受けている方で、顔写真を変更しない場合は必要ありません。

### ■申請先

役場福祉課または各支所、各連絡事務所

※必ず**印鑑と顔写真(新規・写真変更の場合のみ)**をお持ちください。

町ホームページ  
検索キーワード

バス・ハイヤー共通利用券



問合せ/社会・障がい福祉担当(内線1312)

## 児童手当の「現況届」は忘れずに

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届け出は前年の所得および6月1日現在の状況を確認し、6月以降に引き続き手当を受けることができるかどうかを審査するためのものです。提出されなければ6月以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず期日内に提出してください。

現況届は、6月上旬に児童手当受給中の方へ郵送します。

ただし、令和2年5月以降に本町で認定請求した方(5月に第一子が生まれた方、5月に別海町へ転入した方など)は、本年度の届け出を省略できるため郵送しません。



■提出書類 郵送される書類でご確認ください。

■提出期限 6月30日(火)

■提出場所 下記担当、各支所または各連絡事務所

問合せ/こども・子育て担当(内線1313)